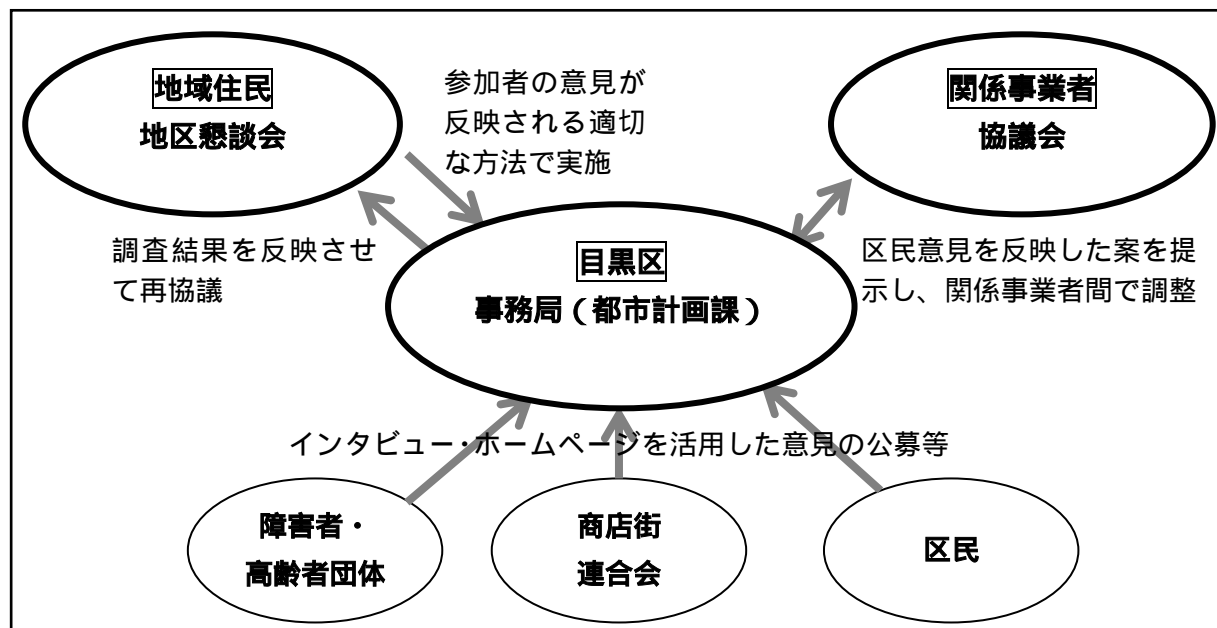

參考資料

(参考) 基本構想策定までの取り組み

交通バリアフリー推進地区（中目黒駅周辺地区・都立大学駅周辺地区・自由が丘駅周辺地区）については、目黒区が中心となり、地域住民による交通バリアフリー推進懇談会や関係事業者による交通バリアフリー推進基本構想協議会で意見交換を行い『交通バリアフリー推進基本構想』をとりまとめました。

また、地域住民、関係事業者、目黒区の三者が連携する体制づくりへ向けた準備も進めました。



[交通バリアフリー推進懇談会]

交通バリアフリー推進地区（中目黒駅周辺地区・都立大学駅周辺地区・自由が丘駅周辺地区）の整備について、区民が自由に参加し意見を述べることができる会議。

なお、懇談会で出された区民意見は計画に反映させ、交通バリアフリー推進基本構想協議会へも報告されました。

[交通バリアフリー推進基本構想協議会]

目黒区交通バリアフリー推進基本構想に関する事、特定事業及び実現化方策等に関する事、その他交通バリアフリーに関する事について、関係する事業者が協議や調整を行う会議。

平成 14 年 9 月 11 日付け目都計第 190 号の 7 決定

目黒区交通バリアフリー推進基本構想協議会設置要綱

(設置)

第 1 条 「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(平成 12 年法律第 68 号)」に基づき、目黒区交通バリアフリー推進基本構想を策定するに当り、関係する公共交通事業者等、道路管理者及び東京都公安委員会等と協議及び調整を行うことを目的として、目黒区交通バリアフリー推進基本構想協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議等事項)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項について協議及び調整を行う。

- (1) 目黒区交通バリアフリー推進基本構想に関すること
- (2) 特定事業及び実現化方策等に関すること
- (3) その他、交通バリアフリーに関すること

(構成)

第 3 条 協議会は、別表に掲げる委員により構成する。ただし、会長は、必要があると認めるときは、当該委員以外の者を協議会の委員とすることができる。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、目黒区交通バリアフリー推進基本構想の策定までの期間とする。

(会長等)

第 5 条 協議会に会長及び副会長を各 1 人置く。

- 2 会長は、助役をもって充てる。
- 3 副会長は、都市整備部長をもって充てる。
- 4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 協議会は、会長が招集する。

- 2 会長は、必要に応じて協議会の構成員以外の者に協議会の出席を要請し、意見の表明又は資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第7条 協議会に事務局を置く。

2 事務局は、都市整備部都市計画課がその任に当たる。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

付則 この要綱は、平成14年9月11日から施行する。

(別表) 目黒区交通バリアフリー推進基本構想協議会の構成

	所属
目黒区	目黒区助役(会長)
	目黒区都市整備部長(副会長)
関係行政機関	国土交通省 関東運輸局交通環境部消費者行政課長
	国土交通省 関東運輸局東京運輸支局企画課企画係長
	東京都 都市計画局都市基盤部交通企画課長
	東京都 福祉局生活福祉部副参事(地域支援担当)
	目黒区 健康福祉部障害福祉課長
鉄道事業者	東京急行電鉄株式会社 鉄道事業本部事業統括部管理課長
バス事業者	東京都 交通局自動車部計画課副参事
	東急バス株式会社 運輸部施設担当課長
道路・公園管理者	東京都 建設局道路管理部安全施設課施設計画係長
	東京都 建設局第七建設事務所管理課長
	東京都 建設局第七建設事務所補修課長
	目黒区 都市整備部道路管理課長
	目黒区 都市整備部土木工事課長
	目黒区 都市整備部みどり公園課長
公安委員会	警視庁 目黒警察署交通課長
	警視庁 目黒警察署交通課交通規制係長
	警視庁 碑文谷警察署交通課長
事務局	目黒区 都市整備部都市計画課

目黒区交通バリアフリー推進基本構想

平成 16 年 3 月発行

主要印刷物番号

15 - 41

発 行：目黒区

編 集：目黒区都市整備部都市計画課

〒153-8573 目黒区上目黒 2 丁目 19 番 15 号

TEL 03-3715-1111 (代表)

調 査：日本工営株式会社

印 刷：株式会社山越



古紙再生率100%の紙を使用しています。